

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	食品衛生指導事業			事業コード	2246
所属コード	069400	課等名	生活衛生課	係名	食品衛生担当
課長名	佐藤 圭	担当者名	佐藤 美樹子	内線番号	691-6633
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	健やかに暮らせる健康づくりの推進	コード	1
	基本事業	生活衛生対策の推進	コード	3
予算費目名 (H26)	一般会計 04 款 3 項 1 目 食品衛生指導事業（006-01）			
特記事項 (H26)	総合計画主要事業			
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	20 年度
根拠法令等 (H26)	食品衛生法，盛岡市食品衛生法施行条例，と畜場法，盛岡市と畜場法施行条例，食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律，化製場等に関する法律，盛岡市化製場等に関する法律施行条例			

(2) 事務事業の概要

食品衛生関係施設に対する営業許可・監視指導，と畜場の設置許可・と畜検査，食鳥処理場の設置許可・監視指導，化製場等の設置許可・監視指導

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

市の中核市移行に伴い，平成 20 年度に市保健所が設立され，県から事務委譲が行われたことによる。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 22 年度に盛岡市食品衛生法施行条例を一部改正し，新たに営業者における自主回収等の措置規定を明記の上，営業者の自主的な衛生管理の徹底を図るものとしたほか，県においては，食の安全安心の確保を総合的かつ計画的に推進するため，岩手県食の安全安心推進条例が施行された。

全国的には，平成 21 年度に消費者保護の観点から新たに消費者庁が設置され，相談窓口の一元化が進み，国と地方が一体となった消費者行政が強化されたほか，食中毒対策においては，平成 23 年に富山県等で発生した腸管出血性大腸菌による食中毒事件を受け，生食用食肉（牛肉）の規格基準が設定され，翌年には同規格基準改正により生食用牛レバーの提供が禁止となった。さらに，平成 24 年の浅漬を原因とする腸管出血性大腸菌による食中毒死亡事件の発生を受け，浅漬の衛生規範の見直しが行われたところである。また，近年の食中毒原因としては，ノロウイルスやカンピロバクターがその大部分を占めており，これらの食中毒予防の一層の啓発指導が求められている状況である。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が，何が対象か）

食品を提供している施設

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 食品等事業所	施設	9,609	9,627	9,571	9,500	9,541
B 市民	人	298,853	299,220	299,585	299,585	298,857
C 業界団体		22	22	22	22	22

（3）26 年度に実施した主な活動・手順

平成 26 年度盛岡市食品衛生監視指導計画に基づいた業務（各種監視，収去検査，岩手版 HACCP 導入促進事業等）。

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 監視件数	件	7,950	8,187	7,479	8,180	11,284
B 食品の収去検査数	件	201	188	188	188	165
C 苦情件数	件	54	64	53	50	50

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

対象の衛生管理を徹底させる。

（6）成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 監視率＝監視件数/監視目標施設数 ×100	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	%	94	96	88	90	118
B 収去検査結果不適検体数	☐ 上げる ☒ 下げる ☐ 維持	件	6	14	9	5	11
C 前年度の苦情件数との比較	☐ 上げる ☒ 下げる ☐ 維持	%	98	84	106	80	94

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 計画	26年度 実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	6,685	6,961	7,044	7,990	6,863
	A 小計 ①～⑤	千円	6,685	6,961	7,044	7,990	6,863
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
計	トータルコスト A+B	千円	46,685	46,961	47,044	47,990	46,863
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

整合性あり。

② 市の関与の妥当性

妥当。法定事務である。

③ 対象の妥当性

妥当。法定事務である。

④ 廃止・休止の影響

影響あり。法定事務である。食品の安全性が保たれなくなることで、飲食に起因する衛生上の危害が発生する恐れがある。また、食品衛生環境が悪化することにより、市民の食の安全・安心に対する市民の不安が増大する恐れがある。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

成果の向上余地はある。県との情報共有を図りながら、より効果的に業務を実施するために必要な見直しについて検討する。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

特定の受益者はいない。

(4) 効率性評価

事務の効率化に努めているが、対象となる営業施設に出向いての監視指導業務が中心であり、コストを削減する余地はない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	健康づくり・医療の充実	コード	4
	小施策（推進項目）	生活衛生対策の推進	コード	4-3

（2）改革改善の方向性

毎年の食品衛生監視指導計画を策定する際に、パブリックコメント等で寄せられた市民意見を取り入れながら、効果的かつ効率的な業務のあり方について検討し、必要な改善を行っていくものとする。

（3）改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

当該事業の遂行においては、食品衛生監視員等が常に最新の知識を有していなければ業務に支障をきたすこととなる。職員は、計画的・効率的に研修等を受講し、資質向上に努める必要がある。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

（2）全体総括・今後の改革改善の内容

本年度も、全国各地で食品への異物混入事案やノロウイルスによる大規模な食中毒事件が発生し社会問題となった。また、市内においても、年末から年始にかけて5件（患者数計80名）のノロウイルス食中毒が連続して発生するなど、市民の食の安全安心に対する不安が高まっており、その信頼の回復が引続き食品業界と食品衛生行政にとっての重要課題となっている。

従って、年々、多様化・高度化する市民からのニーズと負託に応え、市内の食品衛生を確保するためには、法令等と最新の科学的な根拠に基づく監視指導等をより積極的に推進することが必要である。

また、食品に起因する健康被害を未然に防止するためには保健所による行政対応のみならず、消費者自身が食品や食材固有のリスクを正しく理解し、適切に食品を選択し、取扱うことも重要であることから、保健所から市民に対する食品衛生に関する知識の更なる普及啓発に努めなければならない。